

# 令和3年度 鳥取県立厚生病院 会計年度任用職員（看護助手）採用試験募集案内

◆鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当◆  
〒682-0804 倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院外来・中央診療棟4階事務室  
電話(0858-22-8181) <http://www.kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp>

地方公務員法の改正により、従来の「非常勤職員」は「会計年度任用職員」に名称変更されました。

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表日

受付期間	<b>随時</b> ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:00 （土・日曜日、祝日は受け付けておりません。） 【注】応募者があり次第試験を行い、採用予定者数の合格が出た段階で募集は終了します。
試験日時	<b>面接試験 随時</b> ◎試験日程は、事前に受験者に電話でお知らせします。
面接試験会場	鳥取県立厚生病院 外来・中央診療棟5階大会議室（倉吉市東昭和町150）
合格発表日	<b>面接試験日から概ね1週間後（予定）</b>

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・試験日

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	勤務場所
看護助手	3名程度	入院患者の介護業務（歩行、体位変換、食事、入浴介助など） 病室の環境整備 物品の整理整頓、搬送	県立厚生病院

※採用予定者数は、今後変更になる場合があります。

## 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用予定日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には、就くことができません。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
面接試験	200点	個別面接による口述試験

#### 5 任用期間

任用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (更新制度あり)
------	-----------------------------------

#### 6 勤務条件 (予定)

給 与	<p>○報酬 月額 179,700円</p> <p>○期末手当 2月分(6月期1月分、12月期1月分) ※ 在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例: 令和2年4月1日採用の場合の割合 6月期100分の30 12月期100分の100)</p> <p>○通勤割増報酬(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の条件を満たす場合に支給します。 ※ 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり55,000円を限度額とします。 自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,780円から46,400円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険</p> <p>※ 採用の日から12か月継続して任用された場合、13月日以降は地方職員共済組合への加入となります。</p> <p>※ 雇用保険への加入は、退職手当の支給対象となるまでの間の6か月間となります。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、夏季休暇、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※ 任用期間等に応じ、有給または無給休暇となります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>○交代制勤務(休憩時間60分を含む、週休2日)</p> <p>6時45分～15時30分(早出)</p> <p>7時45分～16時30分</p> <p>12時00分～20時45分(遅出)</p>
任用の更新期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。(採用日から最長5年まで)</p> <p>5年間雇用された人で引き続き採用を希望する場合は、再度採用試験を受けていただくこととなります。</p>

※制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 履歴書(市販のもの、写真を貼付すること。)
申込み先	鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当 〒682-0804 倉吉市東昭和町150(鳥取県立厚生病院外来・中央診療棟4階事務室) 電話 (0858) 22-8181

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

### 【申込書等提出書類の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 すべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
- 4 「試験合格通知宛先」欄は、試験合格通知受取先(確実に到着する場所)の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

## 8 合格者の決定方法

面接試験の得点が一定の水準を満たした方に決定します。

## 9 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書で通知します。

## 10 採用方法等

- (1) 採用時期  
令和3年4月1日採用の予定です。
- (2) 採用手続  
試験結果の通知に合わせてお知らせします。

## 11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

## 12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、集合時間までに必ず入室してください。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具(HB又はBの鉛筆、消しゴム)、腕時計を持参してください。
- (3) 病院敷地内は禁煙です。
- (4) 自家用車で来られる場合は、駐車場のできるだけ病院入口から遠い場所に駐車してください。

## 13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

